令和７年度

山形大学附属小学校

いじめは絶対に許されない行為です！

（いじめの定義）
　当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

平成２５年「いじめ防止対策推進法」より

～すべての子どもの安心と生き甲斐のために～

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に
全職員で取り組みます

そのために　　附属小学校では

☆学校教育活動全体で行う道徳教育の充実
　学校教育目標に基づき、希望と勇気、強い意志と、日本人としての誇りをもって学び続ける子ども、附属学校園で学び合う仲間「友だち」を大切にする子ども、山形県の子どもとして、「いのち」（生命と生き方）を尊重する子どもを育て、いじめを許さない集団づくりに努める。

☆いじめ防止のための組織
　子ども研究部の定例会（毎月１回木曜日の１校時）に加え、定期の学校経営部会(隔週月曜日)においても、アンケートの結果やクラス・学年の様子をもとに、子ども達のいじめについての確認をし、素早く対応していく。

☆いじめの早期発見の取り組み
1　学校生活における児童の変化･サインを見逃さないように、教師間の情報交換を密に行う。
2　家庭でもいじめのサインを見逃さないようにし、常に学校に相談できるように保護者との信頼関係構築に努める。
3　年２回の「いじめ発見調査アンケート」を実施する。

令和７年度　山形大学附属小学校　いじめ防止対策基本方針

いじめ防止対策推進法より

第１３条　（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第２２条　（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

１　はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、本校は、運営部（大学）、保護者、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

（いじめの定義）

いじめとは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

また、けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。加えて、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当するが、「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟に対応する。

（いじめの態様）

(1)冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
(2)仲間はずれ、集団による無視をされる。
(3)軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
(4)ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
(5)金品をたかられる。
(6)金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
(7)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
(8)パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

２　方　針

(1) 学校教育活動全体で行う道徳教育の充実

学校教育目標に基づき、希望と勇気、強い意志と、日本人としての誇りをもって学び続ける子ども、附属学校園で学び合う仲間「友だち」を大切にする子ども、山形県の子どもとして、「いのち」（生命と生き方）を尊重する子どもを育て、いじめを許さない集団づくりに努める。

(2) 相談体制の整備

①スクールカウンセラー、メンタルケアコーディネータ、特別支援教育コーディネータを設置し、より専門的な相談活動を可能にする。

・面談等の時に必要に応じて、担任とともに相談を受けるようにする。

②情報をキャッチした教員は、まつなみ支援室長に相談し、「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに連携し組織的に対応する。

(3) 早期発見のための手立て

①学校生活における児童の変化・サインを見逃さないように、教師間の情報交換を密に行う。（教師は、児童の変化を声に出す）

・教師の気づきの力を磨くとともに、日頃から、児童の生活実態の把握に努め、チェックリストなどを活用し、児童が発する危険信号を見逃さない。

・児童の仲間意識や人間関係の変化に注意し、種々の問題行動の奥にいじめが潜んでいないか留意する。

・日記等を活用し、児童の生活状況や気持ちの理解に努める。

②家庭でもいじめのサインを見逃さないようにし、常に学校に相談できるように保護者との信頼関係構築に努める。

・学年・学級だより等により子ども達の様子を発信するとともに、保護者やまわりの人からの訴えを謙虚に受け止め、連絡帳や電話での情報交換を日常的に行う。

・保護者用にチェックリストを配付し活用することで、子どもを見る視点を明確にする。

③年２回（前期・後期各１回）「いじめ発見調査アンケート」の実施

・子どもと保護者にアンケートをとり、いじめ発見に努める。

④年１回（後期）学校評価の実施

・子どもと保護者に対し、学校全般にわたるアンケートを実施する。その中からも、いじめに関わる要素を見つけ出すように心がけていく。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

①教師自身が、インターネットなど情報化社会に対応できるように研修を積む。

②情報モラルやインターネットに関わるルールについて、児童とともに学ぶ機会をつくり、保護者を巻き込みながら適切な利用についての啓蒙を図る。

③専門家を招き、児童・保護者・教員向けの研修会を実施する。

3　組織について

(1) 組織の名称　「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員　校長・教頭・教務主任・教務副主任（まつなみ支援室長）・養護教諭・メンタルケアコーディネータ（四附）・特別支援教育コーディネータ（四附）スクールカウンセラー

(3) 会議日　定例会（毎月１回木曜日の１校時）
臨時会：いじめ発生時に開催

(4) 内　容　日常的な学校生活の見取りやいじめ発見調査アンケート等の結果をもとに、子ども達の情報交換を行い、いじめの防止策や対策を考える。

(5) 報　告　定期的に審議内容を運営部へ報告し、運営部は必要に応じて大学へ報告する。

4　いじめへの具体的対応

(1) いじめの事実確認（いじめられた側に立って）

①情報収集の内容

日時、場所、被害者、加害者、その他関係者、内容・状況

② いじめ発生時の初期対応

ア　校長のリーダーシップの下、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ　事実関係の把握は、はじめに担任等が行い、その後、複数の者で正確かつ迅速に行う。

ウ　事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。

エ　聴取や把握内容、対応の経過等の記録をとり、運営部（大学）への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。

オ　保護者、関係機関等と適切な連携を図る。

カ　保護者からの訴えを受けた場合、謙虚に耳を傾け事実の確認を行う。

キ　いじめの事実が発覚した際には、個人情報の取扱に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすように対応する。

③臨時いじめ防止対策委員会

いじめの内容を共有し、校長を中心に対策の計画を策定する。

児童本人への聞き取り・指導、保護者への連絡・対応、必要に応じて関係機関への連絡などの対応

(2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

①いじめを受けた児童の心情に寄り添い、教師は味方となり支える。

②保護者に対してはまつなみ支援室長と担任等で対応し、直接会って現状の報告と今後の対応について説明する。

③保護者の考えや問題となっていることを確認し、対応を即答できれば伝え、いじめ防止対策委員会に相談が必要な場合は、確実に後日連絡する。

(3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言

①事実を確認し、いじめられた児童の心情を理解させ、二度と繰り返さないように指導する。

②保護者に対してはまつなみ支援室長と担任等で対応し、直接会って事実の報告を丁寧に行い、理解を求め、学校とともに協力しながら解決していくように促す。

(4) 所轄警察署との連携

①必要に応じて、山形警察署生活安全課に連絡をとる。

℡０２３－６２７－０１１０（内線２８３）

②緊急に必要な場合は、警察、救急車に連絡をとる。

５　重大事案発生時の対応

生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時は、次の対応をする。

＜生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合＞

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

＜相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合＞

・不登校の定義を踏まえ、年間３０日欠席を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、校長の判断により、迅速に対応する。

(1)年度当初、重大事態が発生したときの対応について、全職員で確認する。
(2)校長は、重大事態の疑いがあると認められた場合や発生した場合、迅速に運営部（大学）へ報告する。
(3)運営部（大学）と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。組織には、第三者的立場の弁護士等を加えるようにする。
(4)保護者対応については、運営部（大学）と協議の上、対処の仕方を決める。
(5)マスコミ対応については、運営部（大学）と協議の上、対処の仕方を決めて、窓口を一本化する。
(6)上記組織を中心として、事実関係を明確にするために調査する。
(7)上記結果に基づいて、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を報告する。
(8)いじめを受けた児童・保護者といじめを行った児童・保護者双方への支援を行う。
(9)正常な学校教育活動を維持するために、関係した児童への心のケアを大学のスーパーバイザーの協力を得ながら行っていく。

６　懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめ防止等に関すること

(1) 学校の設置者（山形大学）は、児童の安全を確保し、教育を受ける権利を保障するためにやむを得ない場合、いじめを行った児童を出席停止とすることができる。その場合はあらかじめ保護者の意見を聴取し、理由及び期間を記載した文書を交付する。大学は、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。さらに、大学及び学校は、家庭の協力も得ながら、関わりを持ち更生させていく。（学校教育法　第 35 条に準ずる）
(2)必要に応じて、外部機関（教育センター、児童相談所、警察、医療機関など）と連携し、指導、助言、支援を依頼する。

７　教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童について

以下に示した児童について、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
(1)発達障がいを含む、障がいのある児童
(2)海外から帰国した児童生徒や外国人の児童
(3)性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
(4)被災児童

教頭・まつなみ支援室長・養護教諭等により、上記(1)～(4)の該当児童がいるかどうかリストアップし、子ども研究部等を通していじめ事案等を確認し、必要に応じ適切に支援・指導していく。

８　いじめの解消

(1)いじめが「解消」したと判断するには、以下の二つの要件を満たした時とする。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることは、原則として相当期間（少なくとも３ヶ月以上）継続していること

②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。

(2)いじめが「解消」したかどうかを以下のことで確認していく。

上記(1)の①②を確認するシートを作成し、原則として３ヶ月毎に確認できるようにする。